

## 日本の裁判員制度概要(裁判員法)

項目	概要	条文	条文内容
0 目的	司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する	第一条	この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の特則その他の必要な事項を定めるものとする。
1 対象事件	重罪・法定合議事件	第二条	「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」および「裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(前号に該当するものを除く)
2 合議体	裁判官3名、裁判員6名	第二条	合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とする。ただし、次項の決定があったときは、裁判官の員数は一人、裁判員の員数は四人とし、裁判官を裁判長とする。
3 自白事件の合議体	裁判官1名、裁判員4名	第二条	公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。
4 裁判員選任年齢	20歳(衆議院議員選挙における有権者)	第十三条	裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。
5 辞退理由	①介護、養育②事業に著しい損害③その他やむをえない事情	第十六条	次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。(1)年齢七十年以上の者(2)地方公共団体の議会の議員(会期中の者に限る。)(3)学校教育法第一条、第八十二条の二又は第八十三条の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に在学する者に限る。)(4)過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者(5)過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者(第三十四条第七項の規定による不選任の決定があった者を除く。)(6)過去五年以内に検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者七次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者(イ)重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。(ロ)介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。(ハ)その従事する事業における重要な業務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。(ニ)父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な業務であって他の期日に行うことができないものがあること。
6 裁判員になれない職業	右記	第十五条	①国会議員、国務大臣②中央官庁幹部③知事、市長村長④自衛官、警察官、警察職員⑤裁判官、弁護士、司法修習生⑥弁理士、司法書士、公証人⑦学校教育法に定める大学の法律学の教授又は助教
7 対象事件からの除外	右記	第三条	地方裁判所は、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。
8 裁判員の関与する判断	右記	第六条	①事実認定、②法令の適用、③刑の量刑の判断
9 裁判官の合議体による判断	右記	第十四条	①法令の解釈に係る判断②訴訟手続に関する判断(少年法第五十五条の決定を除く。)(3)その他裁判員の関与する判断以外の判断
10 裁判員の義務	右記	第九条	①裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。②裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。③裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。④裁判員は、その品位を害するような行為をしてはならない。
11 旅費、日当および宿泊料	最高裁判所規則で定めるところにより、支給	第十一条	裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。
12 裁判員の選任資格	衆議院議員選挙における有権者	第十三条	裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、一定の手順により、選任するものとする。
13 裁判員候補者の呼び出し	所要の規定の整備	第二十七条	裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続(以下「裁判員等選任手続」という。)を行う期日を定めて、前条第三項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならない。
14 裁判員への質問	裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、裁判員選任に関する判断に必要な質問をする	第三十条	裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、第二十六条第三項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により選定された裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることができないう者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか及び第十六条各号に掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を用いることができる。2 裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日の日前に質問票の送付を受けたときは、裁判所の指定に従い、当該質問票を返送し又は持参しなければならない。3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をしてはならない。4 前三項及び次条第二項に定めるもののほか、質問票の記載事項その他の質問票に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
15 裁判員等選任手続	裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護士が出席して行う。必要と認めるときは、被告人を出席させることができる。	第三十二条	裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護士が出席して行うものとする。2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる。
16 裁判員等選任手続の方式	右記	第三十三条	裁判員等選任手続は、公開しない。2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。
17 理由を示さない不選任の請求	検察官及び被告人は、裁判員候補者について、原則として、それぞれ四人に補充裁判員の員数に応じた一定の数を加えた員数を限度として理由を示さない不選任の請求をすることができる。	第三十六条	検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人(第二条第三項の決定があった場合は、三人)を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求(以下「理由を示さない不選任の請求」という。)をすることができる。2 前項の規定にかかわらず、補充裁判員を置くときは、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をすることができる員数は、それぞれ、同項の員数にその選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人を加えた員数とする。3 理由を示さない不選任の請求があったときは、裁判所は、当該理由を示さない不選任の請求に係る裁判員候補者について不選任の決定をする。

項目	概要	条文	条文内容
18 選任決定	裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、原則として、必要な員数の裁判員を選任する決定をしなければならない	第三十七条	裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、第二条第二項に規定する員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の裁判員を選任する決定をしなければならない。2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、第二十六条第一項の規定により決定した員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をしなければならない。3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。
19 説示	裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明	第三十九条	裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。
20 宣誓	右記	第三十九条	裁判員及び補充裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。
21 裁判員の負担に対する配慮	右記	第五十一条	裁判官、検察官及び弁護士は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならない。
22 出頭義務	右記	第五十二条	裁判員及び補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所に出頭しなければならない。
23 公判前整理手続(*)における争点整理	右記	第五十五条	検察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たっては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない。被告人又は弁護士が同法第三百六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。
24 裁判員の証人等に対する尋問	右記		裁判所が証人その他の者を尋問する場合には、裁判員は、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる。
25 評議	評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。	第六十六条	第六十六条第二項第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。② 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。③ 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。④ 裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。⑤ 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。
26 評決	構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。	第六十七条	前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。② 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。
27 判決の宣告	右記	第六十三条	刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決及び同法第三百三十六條の規定による無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。ただし、裁判員が出頭しないことは、当該判決又は決定の宣告を妨げるものではない。
28 評議の秘密	右記	第七十条	構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(以下「評議の秘密」という。)については、これを漏らしてはならない。
29 裁判員等の保護のための措置	右記	第七十一条	労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
30 裁判員を特定するに足る情報の取り扱い	右記	第七十二条	何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報を公にしてはならない。これらであった者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。
31 裁判員等に対する接触の規制	右記	第七十三条	何人も、被告事件に関し、当該被告事件の裁判員又は補充裁判員に接触してはならない。何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に接触してはならない。
32 裁判員等による秘密漏示罪	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第七十九条	裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。2 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであるとする事実若しくは量定すべきであるとする刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、前項と同様とする。3 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、構成裁判官であった者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

## \* 公判前整理手続

刑事裁判で公判前に争点を絞り込む手続。刑事訴訟法316条の2以下に定めがある。類似する手続に、公判と公判との間で行われる期日間整理手続がある。

裁判員制度の導入をにらみ、刑事裁判の充実・迅速化を図るため、2005年(平成17年)11月の改正刑事訴訟法施行で導入された。

裁判員制度では対象となる刑事裁判全てがこの手続に付される。裁判官、検察官、弁護士が初公判前に非公判で協議し、証拠や争点を絞り込んで審理計画を立てる。

東京地裁で公判前整理手続が初適用されたイラン人による殺人未遂事件の裁判では、初公判から判決までに4回開廷し、要した日数はわずか13日間だった。